電気通信施設運転監視業務積算基準(案)

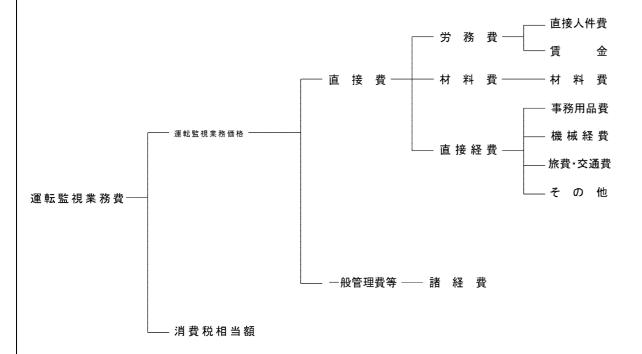
1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所 掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の運転監視業務(期間及び時間を定めて業務を「行い、その「掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の運転監視業務(期間及び時間を定めて業務を「行い、その 結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。)の費用を算定する場合は、この 基準に定めると│結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。)の費用を算定する場合は、この 基準に定めると ころによる。

旧 平成13年3月

2 運転監視業務費の構成

運転監視業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の各項目について計上する。

- (1) 労務費
 - (イ) 直接人件費

当該運転監視業務に従事する運転監視技術員の人件費で、その基準日額は別に定める ところによる。

(口) 賃金

当該運転監視業務を実施するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

(2) 材料費

当該運転監視業務を実施するのに要する材料の費用である。

- (3) 直接経費
 - (イ) 事務用品費

報告書作成等に要する事務用品費である。

(口) 機械経費

当該運転監視業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。

(ハ) 旅費・交通費

電気通信施設運転監視業務積算基準(案)

朱書き修正

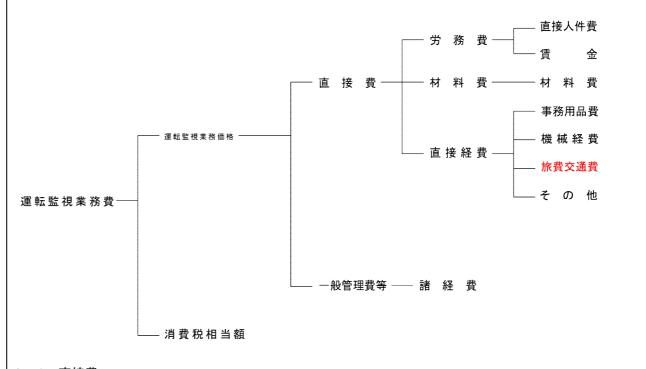
新(改定案)

1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所 ころによる。

2 運転監視業務費の構成

運転監視業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の各項目について計上する。

- (1) 労務費
 - (イ) 直接人件費

当該運転監視業務に従事する運転監視技術員の人件費で、その基準日額は別に定める ところによる。

(口) 賃金

当該運転監視業務を実施するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

(2) 材料費

当該運転監視業務を実施するのに要する材料の費用である。

- (3) 直接経費
 - (イ) 事務用品費

報告書作成等に要する事務用品費である。

(口)機械経費

当該運転監視業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。

(ハ) 旅費交通費

記載の統一

記載の統一

改定理由

電気通信施設運転監視業務積算基準(新旧対照表)

当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。 その算定は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」 に準ずるものとする。 (二) その他 当該運転監視業務に必要な仮設備等の費用である。	当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の <mark>旅費交通費</mark> である。 その算定は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」 に準ずるものとする。 (ニ) その他 当該運転監視業務に必要な仮設備等の費用である。	記載の統一